

独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案の概要

1. センターの目的及び業務

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の目的及び業務に関する規定に消費者紛争（消費生活に関して消費者又は消費者契約法に規定する請求を行う適格消費者団体と事業者との間に生じた民事上の紛争をいう。）のうち、その解決が全国的に重要であるものとして内閣府令で定めるもの（以下「重要消費者紛争」という。）の解決を図ることを追加する。

2. 重要消費者紛争解決手続の実施

（1）紛争解決委員会

- ① 重要消費者紛争の解決のための手続を実施するため、センターに独立して職権を行う紛争解決委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- ② 委員会の委員（十五人以内）は、法律又は商品若しくは役務の取引に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けてセンター理事長が任命する。
- ③ 重要消費者紛争解決手続に参加する特別委員を置くことができる。

（2）和解の仲介・仲裁

- ① 当事者の双方又は一方は、委員会に対し、和解の仲介又は仲裁の申請をすることができる。
- ② 和解の仲介の手続は、事件ごとに委員長が委員又は特別委員の中から指名した一人又は二人以上の仲介委員が実施する。
- ③ 仲介委員の忌避、当事者の出席等和解の仲介の手続を実施するために必要な規定を整備する。
- ④ 和解の仲介の手続が不調に終わった後、1月以内に訴えを提起したときは、時効の中断については、和解の仲介の申請の時に、訴えの提起があったものとみなす。
- ⑤ 和解の仲介の手続を実施している重要消費者紛争について訴訟が係属する場合において、当事者共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、訴訟手続を中止することができる。
- ⑥ 仲裁については、仲裁法の規定を適用する。

（3）その他

結果の概要の公表、和解又は仲裁判断に係る義務履行の勧告、訴訟の援助等について必要な規定を整備する。

3. 施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案について

消費者紛争をめぐる事情

- **近年、消費者紛争の発生件数は急増。内容も複雑・多様化。**

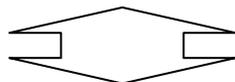
| | 国民生活センターや都道府県の消費生活センターでの 相談件数 | うちあっせん件数（うち不調） |
|-------|----------------------------------|-------------------------|
| 平成8年 | 35万件 ↓ <約3倍> | 38千件（2,432件） ↓ <約2倍> |
| 平成18年 | 110万件 | 60千件（4,793件） |

消費者紛争の特性

- 消費者と事業者との間には情報及び交渉力において構造的な格差。
→ **対等な当事者を前提とする裁判は必ずしもなじまない。**
- 被害金額が少額。
→ **裁判による救済はコストの面で見合わず、ともしれば泣き寝入り。**

消費者基本法における国民生活センターの役割

事業者と消費者との間に生じた苦情のあっせん等における中核的機関として積極的な役割を果たす。



現行の独立行政法人国民生活センター法上、紛争解決機能についての明文の規定なし。

消費者紛争の適正・迅速な解決を促進

国民生活センターが行う紛争解決の手続を整備し、

- 消費者と事業者との間に生じた紛争のうち、その解決が全国的に重要である紛争を処理。
- 独立して職権を行う紛争解決委員会を設置。
- 委員は法律等に関する専門的知識経験を有する者のうちから任命。専門性を確保するため特別委員も任命。
- 和解の仲介及び仲裁を実施。
- 当事者の双方又は一方からの申請により手続を開始。
- 当事者の出席・文書等の提出を求めることが可能。
- 時効の中断及び訴訟手続の中止の法的効果を付与。
- 国民生活の安定・向上のため必要があるときは結果の概要を公表。
- 和解内容等の義務が履行されない場合には委員会が勧告。

検討経緯並びに今後の予定

1 検討経緯

- **国民生活審議会における検討結果**（「国民生活における安全・安心の確保策について」（平成19年6月4日）、「国民生活センターによる消費者紛争解決制度の在り方について」（平成19年12月18日））
 - **生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策**（平成19年12月17日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合）
 - **国民生活センターの機能の充実についての福田内閣総理大臣からの指示**
- 等を踏まえ、国民生活センターに裁判外紛争解決機能を付与し、消費者が巻き込まれる紛争を裁判によらず適正・迅速に解決するための法整備を検討。

2 今後の予定

